

事業譲渡契約書

株式会社みなど銀行(以下「甲」という。)と北兵庫信用組合(以下「乙」という。)は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

記

第1条 (事業譲渡)

乙は、本契約書に定める条項に従い、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける(以下この事業譲渡を「本事業譲渡」という。)。

- 2 事業を譲渡すべき日(以下「事業譲渡日」という。)は、平成12年12月を目処とするが、今後甲乙が協議を行ってこれを定める。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙が協議を行って事業譲渡日を変更することができる。

第2条 (譲渡財産)

前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産及び負債並びにこれに付随する権利義務のうち甲乙協議のうえ譲渡の対象とすることに合意したもの(以下「譲渡財産」という。)に及ぶものとする。

- ① 貸出金等与信債権のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。なお、当該譲渡対象債権の確定においては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
 - ② 現金及び預け金のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。
 - ③ 預金債務
 - ④ その他の資産及び負債のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの。
- 2 譲渡財産には、次の権利義務を含まないものとする。
- ① 乙から株式会社整理回収機構に譲渡される資産
 - ② 乙と第三者との間の係争案件に係わる債務(甲が特に承継を認めたものを除く。)

第3条 (譲渡対価)

本事業譲渡の対価は、無償とする。

第4条 (譲渡財産の引渡し)

乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日において、引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引き渡す。

- 2 譲渡財産の移転に関して、登記、登録若しくは通知等の手続を要し、又は第三者の承諾等を得る必要があるものについては、甲乙が協力してこれを行う。

- 3 事業譲渡日までに実施されるべき乙の店舗統廃合については、甲乙が協議を行い乙において実行するものとする。

第5条（資金援助契約）

甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助（金銭の贈与）に関する契約を別途締結するものとする。

第6条（資産の買取契約）

乙は、株式会社整理回収機構との間で、甲が譲り受けない資産について売却に関する契約を別途締結し、事業譲渡日までにこれを売却する。

第7条（職員の取扱い）

甲は、乙とその職員（嘱託、パートタイマー等を含む。以下同じ。）との間における雇用関係を承継しない。

- 2 甲は、乙と協議のうえ、乙の職員のうち甲が必要とする人員を事業譲渡日をもって新たに雇用する。
- 3 乙の職員が乙に対して有する労働債権については、乙がこれを全て弁済することとし、甲はその弁済の責任を負担しない。

第8条（危険負担）

本契約締結の日から事業譲渡日にいたるまでの間に、譲渡財産が天災地変その他不可抗力により滅失、毀損等をしたために生じた損害については、乙の責任と負担とする。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約締結の日から事業譲渡日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ譲渡財産を管理するものとし、乙の事業に重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、あらかじめ甲乙が協議を行い合意のうえで実行するものとする。

- 2 甲は、本契約締結の日以降、必要のある場合、何時にも、乙に対して資料の閲覧、提供又は説明を求めることができる。

第10条（契約の解除）

事業譲渡日までに次の各号のいずれかの事由が発生したときは、甲は、何らの通知、催告をせずに本契約を解除することができる。この場合、甲は何らの責任を負わない。

- ① 本事業譲渡について預金保険法第61条の適格性の認定が受けられなかつたとき。
- ② 甲が第5条の契約を締結できなかつたとき。

- ③ 乙が第 6 条の契約を締結できなかったとき。
- ④ その他本事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第 11 条（承認決議等）

平成 12 年 6 月末日までに甲は株主総会を、乙は総代会をそれぞれ開催し、本事業譲渡について必要な事項につき決議を求めるものとする。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえこの期限を変更することができる。

- 2 乙については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第 22 条第 2 項の裁判所の許可を得ることによって前項の総代会の決議に代えることができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、前条に規定する決議等のほか銀行法その他法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかつたときは、その効力を失う。

第 13 条（費用負担）

本事業譲渡の実行に関して必要な費用の負担については、甲乙が協議を行つて定めるものとする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めがない事項又は本契約の解釈運用についての疑義が生じたときは、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙が協議を行つてこれを解決する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各代表者が記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 26 日

神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

(甲) 株式会社 みなど銀行

取締役頭取 矢野 恵一朗



兵庫県城崎郡香住町香住 1824 番地の 5
(乙) 北兵庫信用組合

金融整理管財人 永原 恵一



金融整理管財人 井堂 信純

